

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

香 美 町

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 香美町農業の現状

香美町は、兵庫県の北部に位置し、日本海に面する地域で内陸部は1,000メートル級の中国山脈に囲まれ、林野が約86パーセントを占めている。

農業は、河川流域に分布する平坦部においては水稻を中心とした農業が展開されているとともに、山間部においては20世紀梨を中心とした果樹栽培、和牛の飼育も行われており、近年では山椒、わさびなど地域特産品の栽培も行われている。

しかし、山間部では冬期間に1メートルを超す積雪を見るなど、地形、気象条件に大きな制約を受けている。

今後は、水稻、果樹、畜産及び野菜の複合経営の改善を図るとともに、農業後継者及び集落を基礎とした集落営農組織の育成に努めなければならない。

また、優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 香美町の課題

香美町の農業構造については、農林業センサスによると令和2年の農家戸数は1,186戸で平成27年と比較すると18.2%減少するとともに、年々兼業化が進んでいる。

また、農業従事者の高齢化、兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

香美町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、香美町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり370万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業を担う者の確保及び育成の考え方

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

新たに農業経営を営もうとする青年等については、香美町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり概ね150万円とする。青年等が、青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農時における能力に応じて濃密かつ継続的な指導や、各種の研修への参加を支援する。

その実現を図り、農業従事者の安定確保を図るため、スマート農業の導入、高齢者及び非農家の労働力の活用等、農福連携事業も活用しながら農業従事者の態様の改善に取り組む。

また、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力を発信する。雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等の農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

(2) 農業を担う者の確保・育成に向けた具体的な取り組み

香美町は、農業を担う多様な人材の確保に向けて、新温泉農業改良普及センターやたじま農業協同組合等の関係機関と連携し、就農希望者に対する農業研修の実施、農用地や農業用機械・設備のあっせん、資金調達のサポートを行う。町外からの移住者には、住宅の紹介等、移住に必要な支援を行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な相談に対応するため、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。地域農業を担う者として新規就農者等を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の修正等の措置を講じる。

香美町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるようフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促す。

(3) 農業を担う者の確保・育成に向けた関係機関との役割分担

香美町は、新温泉農業改良普及センター、香美町農業委員会、たじま農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 香美町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

(4) 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

香美町は、就農の準備や経営の開始に必要な情報（作付け品目毎の収支計画、就農後の生活のイメージ等）について、新温泉農業改良普及センター等の関係機関と相互に情報提供を行う。

経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、後継者がいない場合は、新温泉農業改良普及センター等の関係機関と連携し、就農希望者とのマッチングを図り、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

5 効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び農地の利用集積

香美町は、将来の香美町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、香美町は、たじま農業協同組合、香美町農業委員会、新温泉農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行い、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、地域計画の策定を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の

役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、地域計画の策定に向けた地域での話し合いを行うとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。なお、これらの取り組みによってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、たじま農業協同組合及び農作業受託オペレーター組織などと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、新温泉農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

当面は、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、香美町農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、香美町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農地中間管理事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施

がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営育成の観点から十分な検討を行う。

- 6 香美町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を新温泉農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする山間部、傾斜地で果樹を主体とした農業経営を行っている地域においては、同協議会の下に、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

特に、水稻、果樹、畜産及び野菜など、今後施設投資を行う農家群に対しては、適切な資金管理の下、農協の融資担当者などによる資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に香美町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、香美町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻単作	〈作付面積等〉 水稻 = 8.5ha 〈経営面積〉 = 10.0ha	〈主な資本装備〉 中型機械化一貫体系 ・トラクター 40ps 1台 ・田植機 6条 1台 ・コンバイン 5条 1台 ・乾燥機 ・軽トラック 1台 〈その他〉 乾燥調製は主に共同施設(ライスセンター等)利用	- 複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る - OA機器等による経営管理、労務管理 - 青色申告の実施 - 機械類のリース制度の導入	- 家族経営協定等による休日制、給料制の導入 - 農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稻 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稻 = 3.0ha 作業受託 = 延べ 20.0ha 〈経営面積〉 = 10.0ha	〈主な資本装備〉 中型機械化一貫体系 ・トラクター 40ps 1台 ・田植機 6条 1台 ・コンバイン 5条 1台 ・乾燥機 ・軽トラック 1台 〈その他〉 乾燥調製は主に共同施設(ライスセンター等)利用	- 複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る - OA機器等による経営管理、労務管理 - 青色申告の実施 - 機械類のリース制度の導入	- 家族経営協定等による休日制、給料制の導入 - 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
肉用牛 単一 経営	〈飼養頭数〉 繁殖和牛 = 50 頭 育成牛 = 5 頭 〈作付面積等〉 飼料作物 = 50 a 〈経営面積〉 = 50 a	〈主な資本装備〉 ・畜舎 500 m² ・堆肥舎 50 m² ・サイロ 40 m² ・放飼場 600 m² ・トラック 2 t 1 台 ・トラクターショベル 1 台 〈その他〉 ・季節放牧場への委託管理の実施 ・糞尿処理については有機センターを利用	・複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る ・OA機器等による経営管理、労務管理 ・青色申告の実施 ・機械類のリース制度の導入	・家族経営協定等による休日制、給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
肉用牛 ＋ 水稻 複合	〈飼養頭数〉 繁殖和牛 = 25 頭 育成牛 = 5 頭 〈作付面積等〉 飼料作物 = 40 a 水稻 = 50 a 〈経営面積〉 = 90 a	〈主な資本装備〉 ・畜舎 260 m² ・堆肥舎 35 m² ・サイロ 30 m² ・放飼場 400 m² ・トラック 2 t 1 台 〈その他〉 ・季節放牧場への委託管理の実施 ・糞尿処理については有機センターを利用 ・水稻の田植、収穫作業は作業委託	・複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る ・OA機器等による経営管理、労務管理 ・青色申告の実施 ・機械類のリース制度の導入	・家族経営協定等による休日制、給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
野菜 ＋ 水稻 複合	〈作付面積等〉 露地 ピーマン = 20 a 露地 キャベツ = 20 a 水稻 = 50 a 〈経営面積〉 = 1.0 ha	〈主な資本装備〉 ・トラクター 25ps 1 台 ・管理機 5 ps 1 台 ・動力噴霧器 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 ・水稻の田植、収穫作業は作業委託	・複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る ・OA機器等による経営管理、労務管理 ・青色申告の実施 ・機械類のリース制度の導入	・家族経営協定等による休日制、給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
花き ＋ 水稲 複合	＜作付面積等＞ 露地 りんどう ＝30 a 水稲 ＝50 a ＜経営面積＞ ＝1.0 ha	＜主な資本装備＞ ・トラクター 25ps 1台 ・管理機 5ps 1台 ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ＜その他＞ ・水稲の田植、収穫作業は作業委託	・複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る ・OA機器等による経営管理、労務管理 ・青色申告の実施 ・機械類のリース制度の導入	・家族経営協定等による休日制、給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
花き 単一 経営 花壇苗	＜作付面積等＞ 花壇苗 ハウス 2,500 m² ＝15 万鉢 露地 1,500 m² ＝5 万鉢 ＜経営面積＞ ＝40 a	＜主な資本装備＞ ・ビニールハウス 2,500 m² ・作業場 100 m² ・灌水設備 ・用土混合機 1台 ・軽トラック 1台 ＜その他＞ ・商品化率の向上、高品質・低コスト生産、作業効率の向上	・複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る ・OA機器等による経営管理、労務管理 ・青色申告の実施 ・機械類のリース制度の導入	・家族経営協定等による休日制、給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
花き 単一 経営 G C P	＜作付面積等＞ グラウンドカバー プランツ ＝20 a (90,000pot) ＜経営面積＞ ＝20 a	＜主な資本装備＞ ・ビニールハウス 2,000 m² ・作業場 100 m² ・灌水設備 ・用土混合機 1台 ・軽トラック 1台 ＜その他＞ ・商品化率の向上、高品質・低コスト生産、作業効率の向上	・複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る ・OA機器等による経営管理、労務管理 ・青色申告の実施 ・機械類のリース制度の導入	・家族経営協定等による休日制、給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
果樹 ＋ 水稻 複合	<作付面積等> 青なし = 60 a 水稻 = 50 a <経営面積> = 1.2 ha	<主な資本装備> ・トラクター 25ps 1台 ・なし棚 80 a ・スプリンクラー 一式 ・定置式動噴 2台 ・軽トラック 1台 <その他> ・水稻の田植、収穫作業は作業委託 ・共同選果場の利用	・複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る ・OA機器等による経営管理、労務管理 ・青色申告の実施 ・機械類のリース制度の導入	・家族経営協定等による休日制、給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻 ＋ 作業 受託 法人	<作付面積等> 水稻 = 10.0 ha 基幹作業受託 = 15.0 ha <経営面積> = 10.0 ha	<主な資本整備> ・作業場 150 m ² ・トラクター 40ps 1台 30ps 1台 ・田植機 6条 1台 5条 1台 ・コンバイン 4条 1台 5条 1台 ・乾燥機 2基 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 <その他> 乾燥調製は主に共同施設(ライスセンター等)利用	・複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離を図る ・OA機器等による経営管理、労務管理 ・青色申告の実施 ・機械類のリース制度の導入	・給料制の導入 ・社会保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働環境の整備

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社その他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第 2 の 2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に香美町および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、香美町における主要な営農類型については、第 2 の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第 1 の 4 に示す目標を目指すものとする。

第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、意欲ある担い手の育成・確保に取り組むとともに、地域における農用地の利用調整をはじめ、農地中間管理事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これら農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが必要である。

また、香美町内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積、集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、兵庫県、香美町、香美町農業委員会、農地中間管理機構等関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消しつつ、担い手の農用地の集約化や集積面積の増加を図ることとする。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体での農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め新規就農の促進等を図ることとする。

なお、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：24% なお、面的集積については、農地利用集積円滑化事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

香美町では水稻を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の農地利用のビジョン

香美町では分散のうちの解消策を講じ、担い手に面積に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。また、今後10年で離農等により多くの農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦部も含め1割が遊休農地化し、香美町の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、平坦部においては、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地大宗を面的に集積することを誘導する等とともに、中山間地域においては集落営農組織等を育成し、それらが一体となって地域の農業を守る体制の整備等を進めることにより、香美町の農地の効率的利用を目指し、農業の振興を図る。

(3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携等

香美町の将来の農用地のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 地域計画の策定、農地中間管理事業活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進

エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施

オ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、香美町農業委員会、たじま農業協同組合、土地改良区、香美町地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

香美町は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、香美町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

香美町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 地域計画推進事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 山間部においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、香美町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権の設定等については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、従前の例によるものとする。

2 地域計画推進事業の実施の促進に関する事項

(1) 香美町は、農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

(2) 協議の場の開催については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、文書や市ホームページへの掲載等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るものとする。参加者については、農業者、香美町、香美町農業委員会、香美町農業委員、香美町農地利用最適化推進委員、たじま農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、兵庫県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととし、参加者等から協議事項に関する問い合わせへの対応は、農林水産課で行うこととする。

(3) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでの人・農地プランの設定区域を基にし、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画の作成を推進し、農用地の保全等に努めることとする。

(4) 地域計画の策定に当たって、兵庫県・香美町農業委員会・農地中間管理機構・たじま農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設定から、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めて表示した地図を含めた地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権設定等が行われているかについても進捗管理を行うこととする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

香美町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第６号の認定申請書を香美町に提出して、農用地利用規程について香美町の認定を受けることができる。

② 香美町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

オ （４）の①の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

③ 香美町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を香美町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定

的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 香美町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、認定計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 香美町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 香美町は、(5)の①に規定する団体又は該当団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、新温泉農業改良普及センター、香美町農業委員会、たじま農業協同組合、(公社)ひょうご農林機構助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

香美町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 香美町農業委員会、たじま農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

香美町農業委員会、たじま農業協同組合は、農用地の効率的かつ総合的な利用に資するよう、農作業の委託のあっせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施を促進するほか、自ら委託を受けて、農作業を行うよう努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

香美町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材

育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

香美町は、本構想及び香美町農業振興計画等に基づき、青年等が地域の「人・農地プラン」の中心的な経営体に位置づけられるよう促すとともに、青年就農給付金、青年等就農資金の活用を行い、青年等の確保・育成をする。

なお、その推進にあたっては、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、就農支援センター等と連携し就農促進のための条件整備や就農地の確保に努めるとともに、地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

香美町は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 香美町は、町内各個所において中山間地域総合整備事業（平成 15 年度～19 年度）等による農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 香美町は、香美町水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 香美町は、中山間地域等直接支払制度（平成 17 年度～平成 21 年度）により山間部の遊休農地を未然に防止し、農地保全を図るとともに、条件不利な農村の所得向上等に資するよう努める。

エ 香美町は、農業経営の安定化に資するため、鳥獣等の保護を念頭におきつつ、過剰繁殖した鳥獣に関しては、農業経営の妨げとならないよう各種施策を展開するよう努める。

オ 香美町は、公共下水道等生活排水処理施設の整備及び下水道接続の普及推進、集落内道路の整備促進など定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

カ 香美町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

香美町は、香美町農業委員会、新温泉農業改良普及センター、たじま農業協同組合、その他の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の

指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

香美町農業委員会、たじま農業協同組合、（公社）ひょうご農林機構、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、香美町は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。